

防災区民組織の育成に関する要綱

平成6年3月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区民の自主的な防災区民組織の育成及び円滑な活動を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災区民組織」とは、震災から地域社会を守るために区民が自主的に結成した組織をいう。

(育成及び指導機関)

第3条 防災区民組織の育成及び指導は、世田谷区（以下「区」という。）と防災関係機関が協力して行うものとする。

(育成及び指導の基本方針)

第4条 育成及び指導に当っては、区民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって防災区民組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

(助成)

第5条 区は、防災区民組織の活動の円滑化に寄与するため、別に定める防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱（平成20年4月28日20世北地第35号）により助成を行うものとする。

(防災区民組織の登録)

第6条 町会・自治会等を単位として、住民団体が防災区民組織を結成したときは防災区民組織結成届（第1号様式）、防災区民組織役員名簿（第2号様式）及び防災区民組織規約を、防災区民消火隊を結成したときは防災区民消火隊員名簿（第3号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の書類を審査し登録を決定したときは、世田谷区防災区民組織台帳（第4号様式）に登録するものとする。

(防災区民組織の変更、取消等)

第7条 防災区民組織の代表者等の変更をしたときは、速やかに防災区民組織変更届（第5号様式）を区長に提出するものとする。

2 防災区民組織を解散し、又は活動を休止したときは、速やかに防災区民組織解散・活動休止届（第6号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、前2項の届出があったときは、防災区民組織台帳の記録の変更又は削除を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 防災区民組織の育成に関する要綱（昭和61年4月1日）は、廃止する。

- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の防災区民組織の育成に関する要綱の規定によりなされた登録及び助成は、この要綱の相当規定によりなされた登録及び助成とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

附 則（令和3年3月22日2世烏地第884号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。